

御坊市ふるさと産品創出エール補助金事業事業者提案募集要項

御坊市（以下「市」という。）では、本市の地域特性を生かした魅力的なふるさと産品の創出等の促進を図ることを目的に、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング等（以下「C F 等」という。）による資金調達を実施し、「御坊市ふるさと産品創出エール補助金事業」に取り組みます。

この事業について、本市での効果的・発展的な事業展開を目標として、魅力あるふるさと産品の創出のための事業者提案を次のとおり募集します。

事業名：御坊市ふるさと産品創出エール補助金事業

1 提案募集に係る事項

（１）概要

市は、本市の地域特性を生かした魅力的なふるさと産品の創出の促進を図ることを目的に、新たなふるさと産品の創出に取り組む事業者に対し、補助金により支援を実施します。

魅力的なふるさと産品の創出を希望する事業者からの提案を公募し、魅力的かつ安全で安心な質の高いふるさと産品の創出、採算性等について審査します。

採択された提案事業については、市がC F 等による寄附を募集します。

募集期間内に寄附の目標金額（以下「寄附目標額」という。）を達成すれば、市は、御坊市ふるさと産品創出エール補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。

補助事業者は、当該補助金を活用して提案事業を実施していただきます。起業や新規事業をスタートさせたい、もっと多くの人に本市の魅力を知ってもらいたい。そんな方々の背中を押ささせていただき、支援していきます。

（２）補助金額

交付する補助金はC F 等により資金調達し、寄附額の10分の4を交付します。

C F 等による寄附額の10分の4が、魅力的なふるさと産品の創出等に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合、補助金を交付します。

寄附目標額に達しなかった場合であっても、市との協議により補助金を交付する場合があります。（補助対象経費と補助金の差額分を自己資金により補完し、事業実施する場合など）

（３）補助限度額

寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（５０％以上１００％以下）を超えない額（補助対象経費の全額補助も可能）を交付します。

補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

（４）補助対象経費（新たなふるさと産品の創出等に要するものに限る）

- ・工場、作業場等の建物取得に係る建設費
- ・建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
- ・構築物、機械装置等の取得に係る経費
- ・建物賃借費（補助事業の完了までの期間のものに限る。）
- ・改増築費
- ・委託費
- ・備品購入費
- ・その他必要と認める経費

ア 備考

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

イ 留意事項

- ・補助金事業により創出されたふるさと産品は、寄附者に対する返礼品として提供していただきます。返礼品調達の費用は、別途、市が負担します。
- ・補助金申請にあたり、税の滞納のないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付いただきます。
- ・補助金額を超えた金額は事業者負担となりますのでご留意願います。
- ・補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額の全額もしくは一部を返還いただきます。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。
- ・補助事業はいかなる事情があっても、事業の開始から５年間は、事業を継続する義務を負います。
- ・補助金交付後５年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。
- ・補助事業により創出されたふるさと産品は、補助金交付後５年間は共通返礼品として他自治体で提供することはできません。
- ・本市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外とします。

・収入として「他団体等補助金・助成金」、「協賛金」などが計上される事業について、市の補助金が補助対象経費に対して二重交付や過払いとならないよう、市の補助金を調整し交付する場合があります。

(5) 補助対象者

ア 補助事業により創出したふるさと産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者

イ 市内に事業所等を有する、又は開設を予定する者で、交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者

2 スケジュール（予定）※変更する場合があります

(1) 応募書類提出期限 令和7年6月30日午後5時まで

(2) 書類審査 応募書類提出期限後10日以内

(3) 結果決定通知 書類審査後2週間以内

(4) CF等開始 令和7年10月以降（CF等実施期間は市との調整により変動）

(5) 補助金交付申請 目標額を達成した日又はCF等が終了した日のいずれかの日から30日以内

(6) 交付決定 交付申請後2週間以内

(7) 事業開始 交付決定後

※ 目標額が早期に達成した場合、補助金交付申請、交付決定の前倒しも可能

※ 事業の効率的な実施を図るため又はやむを得ない事情がある場合、事前着手届を提出したうえで、交付申請から交付決定の間に事業に着手することも可能

3 企画提案公募参加資格

(1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる個人又は法人

(2) 自らが事業の実施主体である者

(3) 市内に本社、支社、営業所等の拠点が立地（立地予定含む。）し、ふるさと産品を生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う者

(4) 御坊市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有しない者

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きしていない者

(7) 税（国税及び地方税）を完納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）している者

(8) 宗教活動や政治活動を目的としていない者

- (9) 要項の配布時から補助金交付決定までに市から資格停止の措置を受けていない者

4 応募書類の受付期限及び提出

(1) 応募書類一覧

◆応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとします。）

ア 企画提案応募書【様式1】 10部（正本1部、副本9部）

イ 企画提案書【様式1別紙】 10部（正本1部、副本9部）

ウ 提案内容に関する補足資料【様式自由】 10部⇒無ければ必要ありません。

エ 収支計画書（補助対象経費の概算見積書）【様式2】 10部

オ 提案事業者の過去の事業実績【様式自由】 10部⇒無ければ必要ありません。

カ 直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書など） 1部

キ 法人税の申告書（法人の場合） 1部

(2) 受付期限：令和7年6月30日午後5時00分

(3) 提出場所：御坊市役所企画政策部企画政策課

〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2

(4) 提出方法

「(2) 受付期限」 土日祝日は除く午前9時から午後5時の間に、応募書類を直接

「(3) 提出場所」まで持参又は郵送してください。

(5) 企画提案に関する留意事項

ア 複数の応募（提出）の禁止

同一の個人、法人が、同時期に複数の応募（提出）をした場合は、失格とします。

イ 応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、市が補正等を求めた場合は除きます。

ウ 虚偽の記載に対する取扱い

応募（提出）された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 応募（提出）された書類の取扱い

応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

オ 選考結果の疑義

一切認めません。

カ 著作権の取扱い

応募書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

キ 応募書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。

ク 守秘義務

本企画提案の参加不参加を問わず、本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

5 質疑応答

本要項の内容（業務及び企画提案に関するものを含みます。）に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

（１）提出期限 令和７年６月１３日午後５時００分まで

（２）提出方法

任意様式により、電子メールに添付の上、下記アドレスまで提出してください。なお、「件名」の初めに必ず「【質問：ふるさと産品創出エール補助金】」と明記してください。

※電子メールアドレス：furusato-kikaku@city.gobo.lg.jp

（３）回答方法

質問書提出後、１週間以内を目途に回答します。

（４）その他

「３ 企画提案公募参加資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきましては、一切受け付けしませんのでご注意ください。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、一切受け付けしませんので、併せてご注意ください。

6 CF等について

（１）事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、市においてCF等を民間のサイト等に
て実施します。

（２）補助金額の算出

提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額より算出します。

※当該プロジェクトの寄附目標額を達成した場合のみ支援しますので、くれぐれもご注意ください。（ただし、未達成であっても、市と協議の上、事業を実施する時は交

付する場合があります。)

(3) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、補助金交付要綱に基づき、目標額達成後、又はC F等終了後、協議の上、当該事業者（以下「補助事業者」という。）からの補助金交付申請により交付決定、補助金支払いを予定しております。

実績払いを原則としますが、経済的な事情など事業を達成するため、完了前に補助金を交付する必要があると特に認める場合は、補助金の全部又は一部を概算交付します。補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(4) その他

C F等において、補助金事業により作られたふるさと産品を寄附者に対する返礼品として提供していただきます。ただし、返礼品調達の費用は、別途、市が負担します。また当該ふるさと産品は補助金交付決定後5年間は共通返礼品として他市町村に出品することはできません。

7 補助に関する留意事項

(1) 損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

(2) 事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

8 提案募集の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

9 企画提案書の作成

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

(1) 共通事項について

ア 日本工業規格A4用紙を使用します。

イ 提案内容に関する補足資料は、10ページ以内で提出してください。

ウ 企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

(2) 企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、次の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法について

応募書類の審査は、次の審査基準に基づいて行い、採択基準を満たすものを採択します。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

○審査項目及び審査基準

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・実施体制、実績	10点
提案内容について	・市場性 ・独自性、新規性、成長の可能性、優位性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・ふるさと納税の返礼品としての可能性	50点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30点
事業提案金額について	・費用積算	10点
		合計100点

※審査員全員の平均点が60点以上で採択とします。

11 審査結果

審査結果については、提案の採否にかかわらずすべての応募者に、書類審査後2週間以内に文書で通知します。

12 応募提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 企画提案内容の補足説明を求めたにも係らず、補足説明しなかった場合

- (4) その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

1 3 応募提案に要する費用負担

応募提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

1 4 応募書類等の取扱い

提出された応募書類はいかなる場合でも返却いたしません。

採択された場合、C F 等や事業の実施内容について市と応募者で詳細を協議します。

協議の結果、C F 等や事業の実施内容について変更が生じることがあります。